

明治6年(1873)1月、太政官布告により徴兵令が発せられました。徴兵令では、男子は満20歳で徴兵検査を受け、検査合格者の中から抽選で「常備軍」の兵役に3年間服させることとしたほか、「常備軍」服役の後4年間は、「後備軍」として戦時召集の対象としました。また、満17歳から40歳までの男子を「国民軍」の兵籍に登録することも定めています。徴兵令は、国民皆兵が原則ですが、官庁勤務者、官公立学校生徒、医術等修行中の者、一家の主人のほか、270円の代人料を収めた者などを「常備軍」兵役の免除者としていました。掲載資料は、徴兵告諭と徴兵令、徴兵編成並概則です。

- [全文を見る](#)

徴兵を免除された人はどんな人ですか？

徴兵令は、国民皆兵が原則ですが、官庁勤務者、官公立学校生徒、医術等修行中の者、一家の主人のほか、270円の代人料を収めた者などを「常備軍」兵役の免除者としていました。

転職者、応召・現役兵服務などにより、どの伎の数の 教員が不足とされたのかは必ずしも定かではない。「教育週報」は、応召教員が1937(昭和12)年8月末現在全国で500人であったと報じている。